

刑弁でGO!

第52回

高裁で逆転無罪!

刑事弁護委員会委員 贅田 健二郎 (61期)

1 事案の概要

本件は、東京地裁で有罪判決が言い渡されたが、東京高裁で破棄され無罪判決が言い渡された恐喝被告事件である。当会の高橋俊彦会員とともに、捜査段階から担当していた事件であり、高裁での無罪判決に至るまでの弁護活動を報告したい。

事案の概要は次のとおりである（複雑な事案なので、説明に必要な範囲にとどめ詳細は省略する）。被害者とされたのは某会社の社長Xと、社長室長Yである。依頼人は、同会社を巡る債権譲渡に関して因縁をつけ、某月25日午後8時頃Yに電話し、暴力団の名前も出しながら脅迫して250万円の交付を要求し、引き続き、同月28日午後7時30分頃Xに電話して脅迫し、よって、翌月2日、Xから50万円の交付を受けてこれを脅し取ったとして、恐喝罪で逮捕された。

2 依頼人の主張と本件の争点

依頼人は、捜査段階から一貫して否認していた。Xの経営する飲食店のフランチャイズ展開に関し尽力したことから、情報提供料や業務費としてXから50万円を受け取ったのであって、脅し取ったものではないというのが依頼人の主張である。

問題の2回の電話であるが、まず、25日の電話については、依頼人は入院中で、Yに電話はかけていない。28日は、退院日だったので昼間Xに退院の報告をしたところ、その日の夜に退院祝いをするため、寿

司屋で待ち合わせるようになった。午後7時30分頃の電話は、寿司屋の場所を聞くためにかけた電話である。これが依頼人の主張である。28日には、寿司屋でXと飲食した後、クラブに行ったのであるが、依頼人は捜査段階からこのことも一貫して供述していた。

そこで、25日と28日に脅迫電話をかけたか否かが本件の主たる争点となった。

3 一審の弁護活動

開示されたXの調書によれば、28日の夜、依頼人と2人で寿司屋とクラブに行ったとは述べておらず、依頼人から脅迫電話を受けた後は、某芸能プロダクションの事務所で打合せをしていたなどと供述していた。依頼人の主張と真っ向から対立する。

他方で、依頼人が言っていた寿司屋とクラブは実際に存在し、クラブで受け取ったという名刺も所持していた。依頼人が嘘を言っているとは思えなかった。Xは、脅迫電話を受けた後に依頼人と飲食を共にしたというのはいかにも不自然なので、あえて虚偽供述をしているのではないかと考えた。

そこで、28日の行動を立証するために、Xの使用していたクレジットカードの利用明細を公務所照会（刑訴法第279条）で取り寄せるよう請求した。その結果、Xがカードの利用明細を任意提出し、28日の依頼人が述べる時間帯に、Xが当該寿司屋とクラブでカードを利用していたことが明らかになった。

その上でXの証人尋問が行われた。ところがXは、依頼人と行ったことは認めず、クラブの女性を同伴

して寿司屋に行き、そのままクラブに行くと証言した。しかし、なぜその事実を隠していたのか、合理的な説明はされなかった。他方で、この点に関する依頼人の供述は捜査段階から一貫している。X供述の信用性は極めて疑わしいものであった。

4 一審判決

判決でも、28日の行動に関するX供述には「疑問が残るといわざるを得ない」と判断された。ところが、「脅迫された後、引き続き飲食を共にすることはおよそあり得ないことではない」などと認定し、直前の電話で脅迫されたとの供述まで虚偽であるということとはできないと判断され、実刑判決が言い渡された。

到底承服できる内容ではなく、即日控訴した。

5 控訴審の弁護活動

控訴審でも、28日の行動が主たる争点となった。すると、検察官がXと当日飲食を共にしたというクラブのホステスを証人として請求してきた。採用されて証言したが、不自然極まりない証言であった。

しかし、検察官がホステスまで立ててきた以上、弁護側も対抗馬を立てたい。依頼人からは、当日クラブで接客を担当したホステスの名前も聞いていたので、そのホステスを証人として呼びたいと考えた。実は、一審の段階から実際にクラブに行き、このホステスとは接触していた。もっとも、証人出廷は頑なに拒否され、断念したという経緯があった。控訴審段階でも、証人として出てもらうよう、私自身何度もクラブに行き説得を重ねた。しかし説得は実らなかった。

無論、それで諦めるわけにはいかない。強制的にでも出てきてもらうしかないと考え、公務所照会で彼女の携帯電話の契約者情報を取り寄せてもらった。

その結果、住所も判明したので、証人として請求した。裁判所からの呼び出しを受けて、そのホステスは法廷に来てくれた。そして、依頼人の供述に沿った証言をしてくれた。

これで、相手の立てた証人を弾劾することができ、依頼人の供述もより一層盤石のものとなった。我々は、今度こそ無罪が言い渡されることを信じ、判決期日に臨んだ。

6 控訴審判決

「原判決を破棄する。被告人は無罪」。判決主文を聞いた瞬間、達成感がこみ上げるとともに、本当にほっとした。問題のX供述については、「電話で、暴力団組織を使って商売をできなくしてやるなどと脅され、金を用意しろと言われた直後に、会って、飲食を共にするというのはあまりに不自然であり、この原判決は、X供述の信用性評価を誤ったもので、経験則等に照らしてみても不合理といわざるを得ない」とされた。極めて常識的な判断であろう。

7 まとめ

本件は、辛抱強く裏付け証拠を探索する努力が報われた事件であったと思う。私自身も、証人として証言したが、まさに総力戦であった。そのような中、依頼人が最後まで主張を貫いていたのが、何よりの勝因だった。その意味では、迷いなく突き進める事件であった。

また、一審では、被告人質問終了まで保釈は認められなかったが、控訴審では、控訴趣意書提出前に保釈が認められた。被告人質問の準備1つをとっても、保釈前と保釈後では準備のしやすさは格段に異なる。保釈されていることの重要性を改めて実感できた事件でもあった。